

提出書類一覧表

業務名 下関市一般廃棄物(可燃ごみ)処分業務

提出書類名		部数	提出上の注意
(1)	一般廃棄物処理施設設置許可の写し	1部	申請時における 最新 のものであること。
(2)	一般廃棄物(可燃ごみ)の処分業務の契約書の写し等	1部	過去10年の間に国又は地方公共団体その他公共団体が発注する一般廃棄物(可燃ごみ)の処分業務を元請(共同企業体の代表も可)として受託し、完了した実績を確認できる書類を2件以上提出すること。
(3)	計量器の定期検査済証の写し、又は、検定合格済証の写し		本業務に使用する計量器において、計量法に基づく定期検査に合格した定期検査済証であること。 又は、計量器を新設して2年以内など、定期検査を受ける前の計量器は、新設時の検定合格済証であること。